

広島県教育委員会教育長訓令第六号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二十三号を第二十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十四 学校の所掌に係る県税外収入の徴収に関する事。ただし、電子計算組織により

作成する納入通知書による納入の通知のうち、高等学校授業料以外の納入の通知を除く。

第一条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 学校の用に供する行政財産の貸付けの契約（教育長が別に定めるものに限る。）に関する事。

第一条第二項の表広島県立広島中学校の項中「第二十一号まで」を「第二十二号まで及び第二十四号」に改める。

附則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。